

児童の手当

これらの手当は、各手当の受給要件に該当する児童の保護者に支給されます。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。
それぞれ所得制限があります(裏面参照)。また、日本国内に住所を有する等の要件があります。

令和7年4月 改訂

手当名			受給要件	支給月額 (申請書受理日の翌月分から)	申請時に必要なもの (追加で書類が必要となる場合があります)	支給方法 (預金口座への振込)
区 の 制 度	児 童 育 成 手 当	育成手当	次のいずれかに該当する児童で、18歳になった最初の3月まで対象 (4月1日生まれは3月31日で1歳繰り上げ) 【ただし、施設入所児童は対象外】 ・父母の離婚により、父または母と生計を共にしていない。 ・父または母が、死亡したか生死不明である。 ・父または母が、重度(※注1)の障がい有する。 ・父または母に、1年以上遺棄されている。 ・母が、婚姻によらないで出産した。 ・父または母が、裁判所からのDV保護命令を受けた。 ・父または母が、1年以上拘禁されている。	13,500円	○保護者および児童の戸籍謄本(原本) ※児童扶養手当と同時に申請する際は、省略できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。 ○申請者名義の普通預金通帳 ○個人番号・身元確認書類	毎年 2・6・10月 の 15日 (休日の場合は前日)にそれぞれの前月分までを、まとめて振込
		障害手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童が対象(※注2)(※注3) 【ただし、施設入所児童は対象外】 ・「愛の手帳」1・2・3度程度 ・「身体障害者手帳」1・2級程度、その他(※注4) ・「脳性麻痺」または「進行性筋萎縮症」	15,500円	○身体障害者手帳、愛の手帳または、所定の診断書 ○申請者名義の普通預金通帳 ○個人番号・身元確認書類	
国 の 制 度	児童手当		出生～18歳になった最初の3月(高校生年代第3学年修了)までの児童が対象 ※4月1日生まれは3月31日で1歳繰り上げ ※令和6年10月支給分より、所得制限・上限限度額が撤廃されました。 公務員は勤務先での請求になります (派遣公務員等の例外もありますので、勤務先にお尋ねください)	3歳未満 15,000円 3歳以上(第1子・第2子) 10,000円 第3子以降 30,000円	○健康保険者証の写しまたは年金加入証明書(共済組合加入者のみ) ○申請者名義の普通預金通帳 ○個人番号・身元確認書類	毎年 2・4・6・8・10・12月 の 15日 (休日の場合は前日)にそれぞれの前月分までを、まとめて振込
	児童扶養手当		次のいずれかに該当する児童で、18歳になった最初の3月まで対象 (4月1日生まれは3月31日で1歳繰り上げ) ただし ①中度以上(※注5)の障がい有する児童は20歳未満が対象 ②施設入所児童は対象外 ③保護者または児童の公的年金給付等の額が手当の額よりも低い場合は、その差額分の手当を支給 障害基礎年金等の受給者は子の加算額との差額分の手当を支給 ・父母の離婚により、父または母と生計を共にしていない。 ・父または母が、死亡したか生死不明である。 ・父または母が、重度(※注1)の障がい有する。 ・父または母に、1年以上遺棄されている。 ・母が、婚姻によらないで出産した。 ・父または母が、裁判所からのDV保護命令を受けた。 ・父または母が、1年以上拘禁されている。 ※認定から5年等経過すると、手当額が減額されます(適用除外あり)	【児童1人の場合】 全部支給 46,690円 一部支給 11,010～46,680円 【児童2人目以降一人につき】 全部支給 11,030円加算 一部支給 5,520～11,020円加算	○保護者および児童の戸籍謄本(原本) ○申請者名義の普通預金通帳 ○個人番号・身元確認書類	毎年 1・3・5・7・9・11月 の 15日 (休日の場合は前日)にそれぞれの前月分までを、まとめて振込
	特別児童扶養手当		次のいずれかに該当する20歳未満の児童が対象(※注3) 【ただし①施設入所児童 ②児童が障がいを支給事由とする年金を受給している場合対象外】 ・「愛の手帳」1・2・3度程度 ・「身体障害者手帳」1・2・3級程度および下肢4級程度の一部 ・長期間安静を要する病状または精神の障がい(自閉スペクトラム症等)により日常生活に著しい制限を受ける方 ・複数の障がいがある場合は、個々の障がいの程度が上記より軽度の場合でも該当になることがあります。	特別児童扶養手当の等級 ※障がいの程度による 【1級】 56,800円 【2級】 37,830円	○所定の診断書 ※ただし愛の手帳1度の方は省略できます。 また、身体障害者手帳(内部障害を除く)や、 愛の手帳2度の方は省略できる場合があります。 ○申請者名義の普通預金通帳 ○個人番号・身元確認書類	毎年 4・8・11月 に支払月の前月分までを、まとめて振込 (11月は、11月分までを振込)

(※注1) 一般労働能力に欠ける程度。身体障害者手帳1・2級程度等。
(※注2) この障害手当が認定になると心身障害者福祉手当は受給できません。
(※注3) 診断書の判定により、却下となる場合があります。(※注4) 障がいの種類及び程度により異なります。
(※注5) 特別児童扶養手当の受給要件に該当する児童。
(※注6) 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満(裏面参照)の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。